平成２４年（フ）第２５８５号
千葉県富里市七栄523―６　レオパレスアンダンテ108、住民票上の住所横浜市都筑区勝田南２丁目15番15号
破産者　長谷川　敦
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５９２号
神奈川県藤沢市葛原1980番地の10　マンハイム３番館102
破産者　小島　哲哉
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６２３号
横浜市港南区笹下５丁目11番33号　ハイツ若松202
破産者　小嶋　大樹
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２１号
神奈川県逗子市小坪１丁目10番33号　マリアンジュ逗子Ｅ
破産者　板倉　深雪
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２７９号
富山市八尾町西新町3680番地、前住所富山市水橋開発町33番地
破産者　伊井　昌子
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３８号
石川県七尾市飯川町い部46番地、住民票上の住所石川県金沢市神野町東120番地
破産者　長浦　久夫
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第６０号
茨城県那珂郡東海村舟石川駅西３丁目10番14号アメニティハイツ大貫Ｃ棟202号、破産手続開始決定時の住所岐阜県可児市今渡1258番地１
破産者　林　　雅規
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第１３３７号
京都市伏見区西朱雀町795番地
破産者　吹田聖一朗
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８０号
熊本県八代市島田町885番地１　Ｂ103
破産者　山下　正勝（旧姓田嶋）
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第９７号
大分県宇佐市大字岩崎480番地
破産者　浦野紀久代
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第３９７号
宮崎市大淀２丁目５番６号　コーポコスモス201号
破産者　中神　安代
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４８号
宮崎県日南市北郷町大藤乙2281番地
破産者　徳尾ひとみ
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

破産手続終結

平成２４年（フ）第２６８４号
東京都港区六本木１丁目６番１号泉ガーデンタワー34階
破産者　株式会社オフィス設計
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１２０号
東京都港区六本木１－７－27　全特ビル１階、商業登記簿上の本店所在地東京都世田谷区尾山台２丁目32番15号
破産者　株式会社オフィス設計東京
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１２１号
東京都港区六本木１－７－27　全特ビル１階、商業登記簿上の本店所在地千葉県千葉市中央区富士見２丁目３番１号
破産者　株式会社オフィス設計東関東
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１３号
千葉県夷隅郡御宿町新町816番地17、開始決定時の住所栃木県塩谷郡高根沢町宝石台２丁目１番地４　宝積寺ハイツＭ―102
破産者　林　　孝夫
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７０９７号
埼玉県川越市大塚１丁目15番地30
破産者　有限会社ヒカリクリーニング
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５０２号
埼玉県川越市旭町１丁目５－８
破産者　石本　良平
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部